

子ども・子育て支援 新制度が始まります



子どもたちが、すこやかに成長することが出来る社会を実現するために「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートする予定となっています。
この新しい制度の概要について、みなさんにお知らせします

平成26年12月
美 幌 町

子ども・子育て支援新制度とは？

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充と質の向上を進めて、子育てを取り巻くさまざまな課題を解決するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連3法（※）」が成立しました。

この法律に基づき、幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目指して、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度（新制度といいます。）」がスタートする予定です。

（※）子ども・子育て関連3法とは

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 認定こども園法の一部を改正する法律
- ③ 関係法律の整備等に関する法律

この3つの法律を総称して
「子ども・子育て関連3法」
といいます。

○新しい制度によって、
次のような取り組みが進められることになります

- 1 幼稚園と保育園の良さを合わせ持つ「認定こども園」の普及促進
- 2 保育の場を増やして待機児童（大都市圏）を減少させ、子育てしやすい環境の整備
- 3 幼児期の学校教育や保育、子育て支援の量の拡大と質の向上
- 4 子どもが減ってきている地域の子育て支援

どんな施設・事業があるの？

【教育・保育施設】

幼稚園と保育園の両方の良さを合わせ持つ「認定こども園」の普及を図るほか、少人数の子どもを保育する「地域型保育事業」を創設し、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします。

○幼稚園（3～5歳）

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

- ・利用時間：昼過ぎまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や長期休業中の教育活動（預かり保育）などを実施。
- ・利用できる保護者：制限なし



○保育園（1～5歳）

*0歳児は、認可外保育所で実施しています。
就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

- ・利用時間：午後4時までの保育のほか、保護者の就労の状況により午後6時まで保育を実施。
- ・利用できる保護者：共働き世帯など家庭で保育の出来ない保護者。



○認定こども園（0～5歳）

教育と保育を一体的に行う施設

- ・幼稚園と保育園の機能や特徴を合わせ持つ施設です。
 - ・保護者の就労状況に関わりなく、3～5歳のどのお子さんも利用することができます。
 - ・0～2歳のお子さんは、保育の必要性の認定を受けることが必要です。
- *幼稚園型は、3～5歳となります



○地域型保育（0～2歳）

*現在は、美幌町にはありません。

少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる施設

- ・小規模保育事業（6～19人以下）、家庭的保育事業（5人以下）、事業所内保育など。
- ・利用できる保護者：共働き世帯など、家庭で保育の出来ない保護者。



【主な地域子ども・子育て支援事業】

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てする保護者も利用できる「一時預かり事業」や身近なところで子育て相談などができる「地域子育て拠点事業」、「放課後児童健全育成事業」など、地域の様々な子育て支援の充実を図ります。

～本町に関係する事業のみ掲載いたします～

事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	子育て親子の交流の場を提供し、交流促進を図るとともに、育児に役立つ情報のお知らせや子育て相談を行う等、地域での子育て支援を実施
妊婦健康診査	母子保健法に基づき、妊産婦に対して健康診査を実施
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児がいる全家庭を訪問し、お子さんの発育・発達や子育て支援の情報提供などを実施
一時預かり事業	急な用事や短期のパートタイム就労など、家庭で一時的に保育が困難となった場合の預かり
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を実施
放課後児童健全育成事業	就労などにより保護者が昼間家庭にいない子ども（小学生）に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供

新制度で教育・保育施設はどう変わるの？

新制度に移行する幼稚園（※）や保育園等の利用に関わる次の3つのことが変わります。

①給付の仕組み

現行制度では、幼稚園（※）や保育園には保護者が負担する保育料以外に各施設の運営に必要な費用が国・道等から公布されており、これまで文部科学省と厚生労働省に国の所管が分かれていましたが、新制度では内閣府からの給付に統一されます。給付は、子どもの保育時間によって金額が異なり、利用者個人に保育料補助として支払われるものですが、個人に直接給付するのではなく、教育・保育施設が、利用者に代わって受け取る代理受領となります。

②利用の手続き

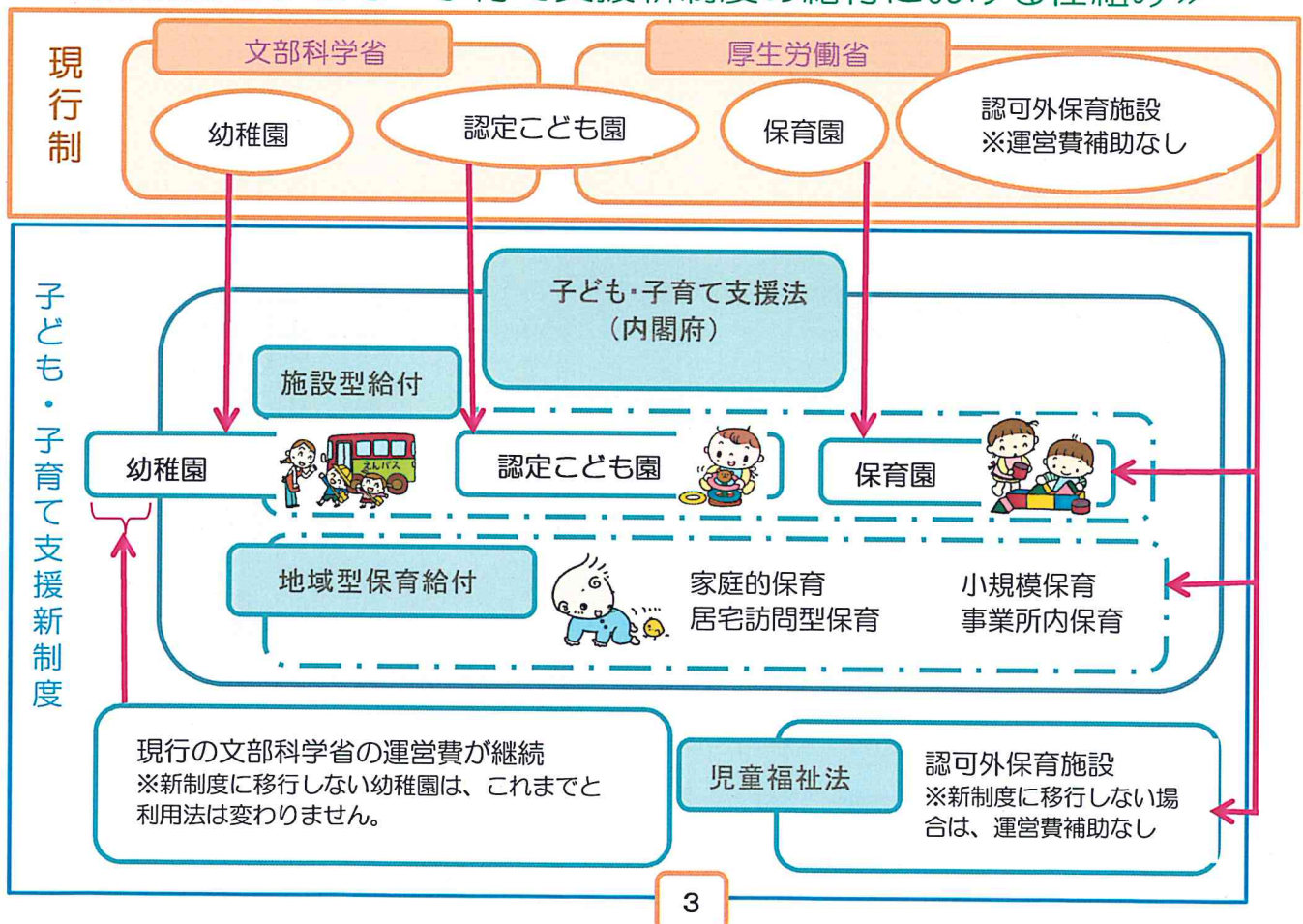
新制度に移行する幼稚園（※）や保育園等への入園申込みとは別に、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受けるため、美幌町への認定申請が必要になります（手続きの方法は7、8ページをご確認ください。）

③利用者負担（保育料）

新制度に移行する幼稚園（※）や保育園等の利用者負担額は国の基準を上限として、所得に応じて美幌町が決めることとなります。

※幼稚園については、新制度に移行する園と現行制度のまま継続する園があります。

《現行制度と子ども・子育て支援新制度の給付における仕組み》



施設を利用するには認定が必要になります

新制度では、幼稚園・保育園・認定こども園や小規模保育などの地域型保育事業の利用を希望する場合には、美幌町から教育標準時間認定や保育認定の支給認定を受ける必要があります。

この認定は、下記の3つに分けられます。

○施設利用のために行われる3つの認定区分

認定区分	対象年齢	希望する教育・保育の形態	利用施設
 1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	幼稚園・認定こども園を希望する場合	・幼稚園 ・認定こども園
 2号認定 (保育認定)	満3歳以上	「保育の必要な事由」(P.5参照)に該当し、保育園・認定こども園を希望する場合	・保育園 ・認定こども園
 3号認定 (保育認定)	満3歳未満	「保育の必要な事由」(P.5参照)に該当し、保育園・認定こども園を希望する場合	・保育園 ・認定こども園 ・地域型保育 (小規模保育等)

保育認定を受けるために「必要な事由」とは？

保育園・認定こども園などでの保育を希望する場合には、「保育の必要な事由」に該当することが必要です。保育認定（2号認定・3号認定）は、次のような基準を用いて判定されます。

①保育を必要とする事由

次のいずれかの要件に該当することが必要です。

- ☐ 就労（フルタイム、パートタイム、夜間や居宅内の労働など、すべての就労）
 - ☐ 妊娠、出産
 - ☐ 保護者の病気や障がい
 - ☐ 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
 - ☐ 災害復旧
 - ☐ 求職活動（企業準備を含む）
 - ☐ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
 - ☐ 虐待やDVの恐れがあること
 - ☐ 育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - ☐ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合
- ※同居の親族が子どもを保育することが出来る場合、利用の優先度が調整される場合があります。

②保育の必要量

就労等を理由とする利用の場合は、次のいずれかに区分されます。

A 「保育標準時間」利用	➡	フルタイム勤務を想定した利用時間 (最長10時間)
B 「保育短時間」利用	➡	パートタイム勤務を想定した利用時間 (最長8時間)

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、美幌町では1ヶ月あたり48時間と定めています。

③「優先利用」への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障がいがある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

※具体的な運用は、美幌町において順次検討を行っています。詳細は、美幌町 民生部 児童支援グループ 業務担当（Tel73-1111内線376）にお問い合わせ下さい。

新制度での施設の選択について

○新制度での施設選びについて

お子様の年齢や保護者の皆様の働き方により、利用できる施設や事業を選ぶことができます。＊認可外保育所は、今回の制度に関係なくご利用になれます。

就労状況	子どもの年齢	
	0～2歳	3～5歳
保護者全員が就労しており、かつ全員がフルタイム勤務の世帯（ひとり親世帯を含む）	☐ 保育園 ☐ 認定こども園（現在は、ありません） ☐ 地域型保育（現在は、ありません）	☐ 幼稚園十一時預かり事業 ☐ 保育園 ☐ 認定こども園
保護者全員が就労しており、いずれかの方がパートタイム勤務の世帯（ひとり親世帯を含む）	☐ 保育園 ☐ 認定こども園（現在は、ありません） ☐ 地域型保育（現在は、ありません）	☐ 幼稚園十一時預かり事業 ☐ 保育園 ☐ 認定こども園
保護者のいずれかが、専業主婦（夫）の世帯	[在宅で子育て] ☐ 一時預かり事業（満1歳以上） ☐ 地域子育て支援拠点事業	[施設を利用] ☐ 幼稚園 ☐ 認定こども園 [在宅で子育て] ☐ 一時預かり事業 ☐ 地域子育て支援拠点事業

○幼稚園について

幼稚園については、「新制度に移行する園」と、「現行制度のまま継続する園」がありますので、利用している施設にご確認願います。

■新制度に移行しない幼稚園の利用者

- ・利用者は、幼稚園が定めた保育料を幼稚園に支払います
- ・後日、利用者に対して世帯の所得に応じた就園奨励費補助を受けます
- ・現在、利用している園を継続利用する場合は、特段の手続きは不要です

■新制度に移行する幼稚園、認定こども園の利用者

- ・利用者は、美幌町が定める世帯の所得に応じた保育料を幼稚園等に支払います
- ・所得に応じた保育料を支払うので、就園奨励費補助は受けられません
- ・支給認定申請書を施設を通して町に提出していただきます

○認定こども園について

「認定こども園」には、下記の類型があります。

- 幼稚園型認定こども園・・・学校（幼稚園＋保育園機能）
- 幼保連携型認定こども園・・・学校かつ児童福祉施設（現在は、ありません）
- 保育所型認定こども園・・・児童福祉施設（保育園＋幼稚園機能）（現在は、ありません）
- 地方裁量型認定こども園・・・幼稚園機能＋保育園機能（現在は、ありません）

施設利用のための手続きはどうなるの？

新制度では、4ページの3つの認定区分に応じて、施設など（幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育）の利用先が決まります。手続きの方法や時期などについて、詳しくは美幌町民生部児童支援グループ／電話73-1111（内線376）にお問い合わせ下さい。

○子ども・子育て支援新制度の利用の流れ

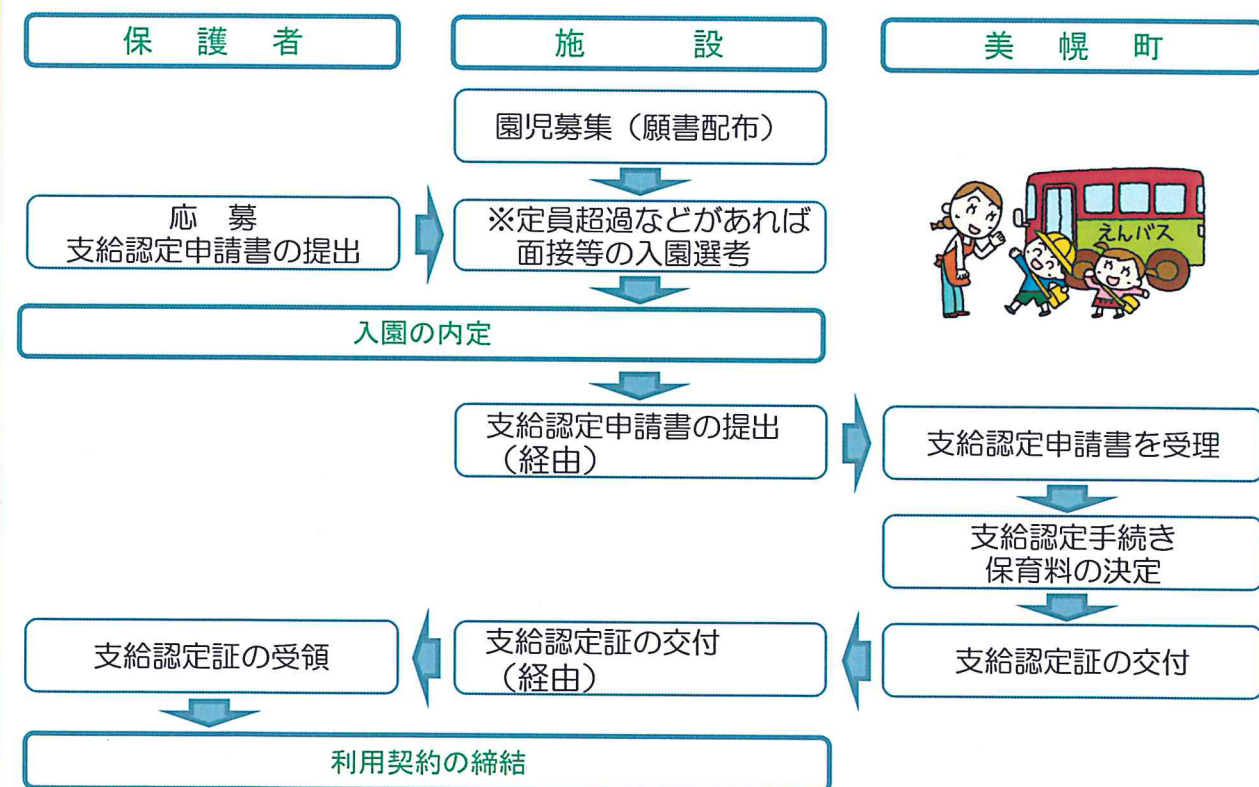
- [1号認定] 満3歳以上の教育標準時間認定・・・幼稚園等を希望
- [2号認定] 満3歳以上の保育認定・・・保育園等を希望
- [3号認定] 満3歳未満の保育認定・・・保育園等を希望

☆新制度に移行する幼稚園の利用（1号認定）

☆認定こども園の利用（1号認定・2号認定・3号認定）

☆小規模保育事業等地域型保育の利用（3号認定）

【新規利用の場合の手続きの流れ】

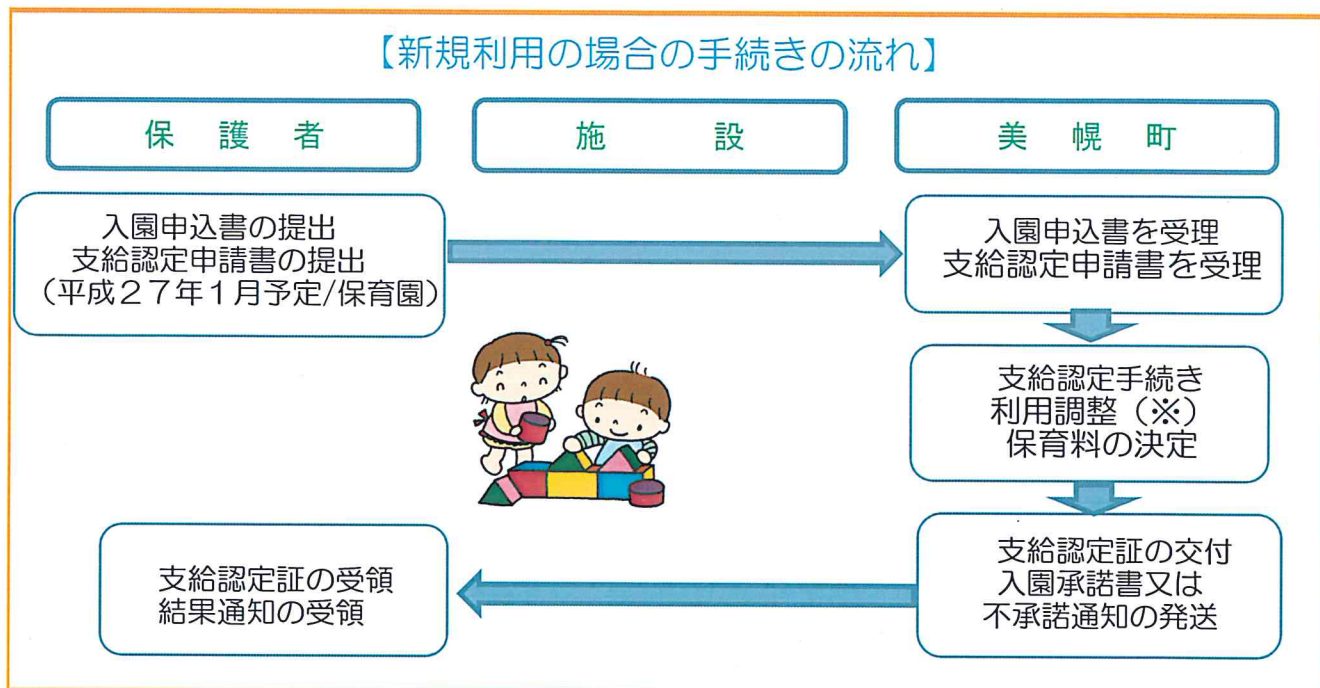


【継続利用の場合】

新制度に移行する幼稚園・認定こども園等を、平成27年4月以降も継続して利用する場合は、支給認定申請書を施設を通して町へ提出していただくことになります。詳しくは、利用している施設からお知らせいたします。

☆保育園の利用（2号認定・3号認定）

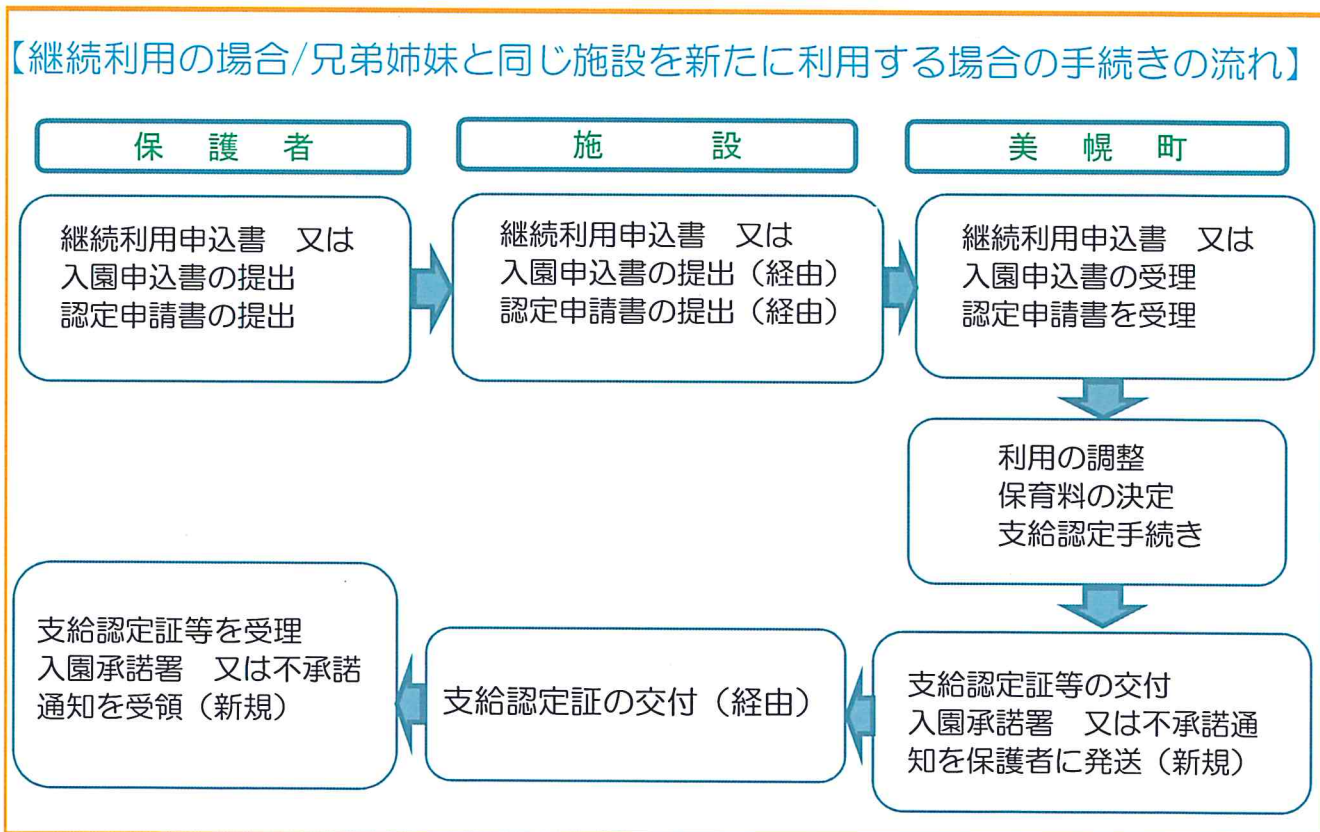
【新規利用の場合の手続きの流れ】



※利用調整

提出された認定申請書や保育の必要性を証明する書類などに基づき、美幌町が定める
選考基準により、希望保育園への利用調整を行う（利用希望者を各保育園に振り分け）。

【継続利用の場合/兄弟姉妹と同じ施設を新たに利用する場合の手続きの流れ】



【契約・支払先は利用する施設により異なります】

幼稚園・認定こども園・地域型保育事業を利用する場合	利用者は、施設・事業者と契約し、保育料を施設・事業者に支払います
町立保育園を利用する場合	利用者は、美幌町と契約し、保育料を美幌町に支払います

新制度に関する情報は、内閣府のホームページで公開されています。

内閣府 子ども・子育て支援新制度

検 索



<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

- ・ 幼稚園・保育園・認定こども園に関すること
- ・ 施設の認可に関すること
- ・ 新制度に関すること

などについては、下記までお問い合わせ下さい。

美幌町役場民生部児童支援グループ業務担当

〒092-8650 美幌町字東2条北2丁目25番地

TEL 0152-73-1111 (内線 376)